

別添 2

総務省「無線 LAN のセキュリティに関するガイドライン」における 医療機関で重要となる対策のポイント

今般、総務省が見直しを行った「無線 LAN のセキュリティに関するガイドライン」について、医療機関で特に重要と考えられる対策は、以下のとおり。

- ・ 来訪者向け Wi-Fi と業務用無線 LAN は分離すること
- ・ 機器管理用パスワードはして推測されにくいものを設定すること
- ・ 無線 LAN の暗号化パスワードを掲示等する場合は解読リスクを認識すること
- ・ 混雑を避けるために周波数やチャンネルをよく検討すること（業務用 Wi-Fi や患者持込の回線との干渉リスク）
- ・ 意図したエリア内に限ってサービスが提供されるように、電波の出力等について適切に調整すること（電波漏れ等のリスク）

「Wi-Fi 提供者向け セキュリティ対策の手引き」に記載されている主な対策（例）

頁数	題 名	対 策 内 容
P.3	2-1. 利用者への周知啓発	・ 提供者側での十分なセキュリティ対策 ・ 利用者に対する周知啓発（「Wi-Fi 利用者向け簡易マニュアル」の周知等）
	2-2. 暗号化の実施とパスフレーズの伝達方法	・ WPA2 による暗号化（パスフレーズを掲示等して誰もが知りうる状態にした際のリスクに注意） ・ 提供状況とリスクを総合的に判断し暗号化を実施しない場合は、利用者への適切な周知
P.5	2-3. 利用者の端末を保護するための端末同士の通信禁止	・ 同じアクセスポイントに接続した端末同士の相互通信の禁止（状況に応じて検討）
	2-4. 偽アクセスポイント対策	・ 利用者が正しいアクセスポイントであるかが分かるよう、認証画面の https 化や URL の周知
P.6	3-1. Wi-Fi 機器の適切な運用	・ 管理者パスワードを第三者に推測されにくいものに變更 ・ 機器のファームウェアの更新（運用時の定期的な確認）
	3-2. 業務用ネットワークとの分離	・ Wi-Fi 提供用ネットワークと業務用ネットワークの分離
P.7	3-3. 利用者情報の適切な確認	※不特定かつ多数の利用者が利用する場合における、メールアドレスや SNS アカウント等を使っ

頁数	題 名	対 策 内 容
		た利用者識別が紹介されているが、患者や来訪者向けに Wi-Fi を提供するのであれば、取得する個人情報は最小限とすること、必要以上に取り過ぎないことに注意。
P.9	3-4. アクセスログの記録・保存	・アクセスログはプライバシー性が高く、業務目的に照らして必要最小限で記録 ・利用者への同意なく外部へ提供できないが、礼状に従う場合は警察等に提供することが可能 ・Wi-Fi の運用を他の事業者に委託している場合は記録内容や保存期間等を把握し、問い合わせがあった際の対応方法を委託先と確認しておく
	3-5. その他の対策	・接続 1 回当たりの利用時間制限 ・メール送信制限 等
P.10	4-1. Wi-Fi 利用者が安心して使うための適切な情報の提供	・利用者に対し、提供者・利用条件（料金・利用時間等）、セキュリティ対策の有無と内容（暗号化方式等）、Wi-Fi の危険性と安全な使い方（偽アクセスポイントの注意喚起等）を周知
	4-2. 青少年有害情報のフィルタリング	・フィルタリングを提供・販売するサイトの紹介等
	4-3. 法令に準拠した個人情報保護・通信の秘密保護	・アクセスログも含む利用者の情報を厳格に管理する法的な責任
P.11	5 より使いやすい Wi-Fi の提供に向けて	・混雑を避けるために周波数やチャンネルをよく検討（業務用 Wi-Fi や患者持込の回線と干渉するリスク） ・施設内にのみ電波が届くように電波出力の調整

※ Wi-Fi（ワイファイ）とは、無線 LAN の普及促進を行う業界団体である Wi-Fi Alliance から認証を受けた機器のこと。現在は認証を受けた機器が増えたことから、無線 LAN 全般を指して Wi-Fi ということもあり、本手引きでもその意味で使用。また、本手引きでは、「Wi-Fi によるインターネット接続サービス」も「Wi-Fi」と表記。